



エコ住宅の新築・エコリフォームは、 **カネライトフォーム**®にお任せ!

JIS A 9511 A種押出法ポリスチレンフォーム保温板
カネライトフォームは建材トップランナー制度*1対象製品です。

エコ住宅の**新築**の場合

対象となる期間

契約：平成26年12月27日～
着工：平成26年12月27日～平成28年3月31日

対象となる建築物

持ち家(新築、完成済新築住宅の購入)

工事内容

- 【一般(全ての構造)】
- ①省エネ法のトップランナー基準相当の住宅
 - ②一次エネルギー消費量等級5の住宅
- 【木造】
- ③一次エネルギー消費量等級4の木造住宅
 - ④断熱等性能等級4の木造住宅
 - ⑤省エネルギー対策等級4(平成11年省エネ基準を満たす)木造住宅
- ※①～⑤の基準に適合することについては登録住宅性能評価機関等の第三者機関による証明を受ける必要があります。



発行される
ポイント数

エコ住宅の新築は
一戸あたり300,000ポイント

詳しくは、省エネ住宅ポイントのホームページをご覧ください。

上記③及び④における各部位別の**カネライトフォームスーパーE-Ⅲ**必要厚さ*

地域区分		1,2		3		4,5,6,7		8		
部位		熱抵抗の基準値	必要厚さ	熱抵抗の基準値	必要厚さ	熱抵抗の基準値	必要厚さ	熱抵抗の基準値	必要厚さ	
		[(m ² ·K)/W]	(mm)	[(m ² ·K)/W]	(mm)	[(m ² ·K)/W]	(mm)	[(m ² ·K)/W]	(mm)	
屋根・天井部	外張または天井(桁上)	5.7	160	4.0	115	4.0	115	4.0	115	
	充填	6.6	185	4.6	130	4.6	130	4.6	130	
外壁	外張	2.9	85	1.7	50	1.7	50	-	-	
	充填	3.3	95	2.2	65	2.2	65	-	-	
床	外気に接する部分	外張	3.8	110	3.8	110	2.5	70	-	-
		充填	5.2	150	5.2	150	3.3	95	-	-
	その他の部分	3.3	95	3.3	95	2.2	65	-	-	
土間床等の外周部	外気に接する部分	3.5	100	3.5	100	1.7	50	-	-	
	その他の部分	1.2	35	1.2	35	0.5	15	-	-	

※住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計・施工及び維持保全の指針(平成25年国土交通省告示、第907号)附則「断熱材の熱抵抗の基準」(木造住宅)を満足する厚さ。ただし、規定により次の場合には利用できません。

・外皮等面積の合計に占める開口部面積の合計の割合が住宅の種類及び地域区分に応じ下表に掲げる値以上の場合。

住宅の種類	地域区分	
	1・2・3	4・5・6・7・8
一戸建て	0.11	0.13
共同等	0.09	0.08

※1 建材トップランナー制度とは?

経済産業省 資源エネルギー庁が、製品の性能をさらに向上させるように目標値を設定し、その達成を求める制度です。平成25年12月に施行された建材トップランナー制度において、断熱材では、押出法ポリスチレンフォーム断熱材、グラスウール断熱材、ロックウール断熱材の3種類が対象となっています。押出法ポリスチレンフォーム断熱材の平成34年度目標基準値は、熱伝導率0.03232 [W/(m·K)]と定められ、約6%の性能の向上を目指します。

エコリフォームの場合

対象となる期間

契約：平成26年12月27日～
着工：平成26年12月27日～平成28年3月31日

対象となる建築物

持ち家、借家(リフォームのみ)

工事内容

- ①窓の断熱改修
②外壁、屋根・天井又は床の断熱改修(部分断熱可)
③エコ住宅設備の設置(3種類以上)
+④上記①～③のいずれかに伴う以下の工事等
a)エコ住宅設備の設置
(太陽熱利用システム、高断熱浴槽、節水型トイレ、高効率給湯機、節水水栓)
b)バリアフリー改修 c)リフォーム瑕疵保険への加入 d)耐震改修
+⑤既存住宅購入に伴いリフォームを行う場合のポイント加算
※工事内容等に応じてその内容を証明する書類が必要になります。



発行される
ポイント数

最大30万ポイント(工事内容に応じ3千～12万ポイント)

- ※既存住宅購入を伴うリフォームはポイント加算
※耐震改修を行う場合は15万ポイントを別途加算

外壁、屋根・天井、 床の断熱改修	外 壁	屋根・天井	床
	120,000ポイント	36,000ポイント	60,000ポイント
部分改修	60,000ポイント	18,000ポイント	30,000ポイント

ポイント申請(発行)期間

受付：平成27年3月10日～
期限：予算の執行状況に応じて公表
※遅くとも、平成27年11月30日までは締め切ります。

ポイント申請(交換)期間

受付：平成27年3月10日～
期限：平成28年1月15日

ポイント交換

- 省エネ・環境配慮に優れた商品(エコ商品、エコ商品券等) ○地域振興に資するもの(地域商品券、地域産品、復興支援)
○全国で使える商品券・プリペイドカード(商品の提供事業者が環境寄附を行うなど、環境配慮型のもの) ○環境寄附、復興寄附
○即時交換(平成28年2月15日までに完了報告が可能な場合のみ)

省エネ住宅ポイント事務局(国土交通省)

0570-053-666 ナビダイヤル(有料)

受付時間 9:00～17:00(土・日・祝日含む)

〈一部のIP電話からの問合せ先はこちら〉

03-4334-9381 (有料)

お電話される際は、番号のかけ間違いがないよう十分ご注意ください。

詳しくは、省エネ住宅ポイントのホームページをご覧ください。

URL: <http://shoenejutaku-points.jp/>

断熱材の
1戸あたりの
最低使用量

断熱材最低使用量(単位:m³)

([]内は部分断熱の場合)

断熱材区分	一戸建ての住宅			共同住宅等		
	床※1	外壁	屋根・天井	床※2	外壁	屋根・天井
C カネライトフォームスーパーE-I	3.0[1.5]	6.0[3.0]	6.0[3.0]	2.5[1.3]	1.7[0.9]	4.0[2.0]
D カネライトフォームスーパーE-II						
E カネライトフォームスーパーE-III カネライトフォームスーパーEX	2.0[1.0]	4.0[2.0]	3.5[1.8]	1.5[0.8]	1.1[0.6]	2.5[1.3]

※1:一戸建ての住宅の基礎断熱の場合の最低使用量は、床の最低使用量に0.3を乗じた値。

※2:共同住宅等の基礎断熱の場合の最低使用量は、床の最低使用量に0.15を乗じた値。



エコリフォームにカネライトフォームスーパーE-IIIを使用した場合

(A種 押出法ポリスチレンフォーム保温板3種b)

一戸建ての住宅の断熱材最低使用量を満たすための断熱材の必要厚さを算出した例

〈床:断熱材最低使用量=2.0m³〉

断熱材の施工面積	10坪(33m ²)	20坪(66m ²)	30坪(99m ²)
断熱材の必要厚さ	65mm	35mm	25mm
断熱材の枚数	20枚	40枚	60枚

※断熱材の枚数:
断熱材寸法910×1820mm、(断熱材の施工面積/1.65m²)から算出

製造 株式会社カネカ 発泡樹脂・製品事業部

東京本社 〒107-6025 東京都港区赤坂1-12-32(アーク森ビル)

販売 カネカケンテック株式会社 住環境事業部

■ホームページアドレス <http://www2.kenzai.kaneka.co.jp>

本社・東日本営業部 〒100-0011 東京都千代田区内幸町1-3-3 TEL.03(3596)7011

西日本営業部 〒541-0045 大阪市中央区道修町4-4-10 TEL.06(6205)3621